

第 7 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

議事次第

日時：令和 5 年 1 月 1 0 日（火） 15：00～17：00

場所：農林水産技術会議委員室（Web 会議と併用開催）

1. 開会
2. 農林水産省生物多様性戦略の改定案
3. 生物多様性保全の「見える化」の検討
4. 閉会

<資料一覧>

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 検討会委員名簿
- 資料 3 生物多様性条約第 15 回締約国会議第二部の報告
- 資料 4 農林水産省生物多様性戦略改定の検討状況
- 資料 5 農林水産省生物多様性戦略改定（案）
- 資料 6 生物多様性保全の「見える化」の検討

新農林水産省生物多様性戦略検討会 委員名簿

- 涌井 史郎 東京都市大学特別教授
- 橋本 禅 東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
- 栗野 美佳子 一般社団法人 SusCon 代表理事
- 生部 誠治 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
- 井村 辰二郎 公益社団法人 日本農業法人協会 理事、有機栽培農家
- 大津 愛梨 O2Farm 6次化担当、NPO 法人田舎のヒロインズ理事長
- 大場 あい 毎日新聞社 科学環境部 副部長
- 岡部 貴美子 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 研究専門員
- 河口 眞理子 不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）、立教大学 21世紀社会デザイン研究科 特任教授
- 菊池 紳 いきもの株式会社 創業者・代表取締役
- 二村 睦子 日本生活協同組合連合会 常務理事
- 松原 稔 りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部担当
- 森井 茂夫 日本水産株式会社 サステナビリティ推進部 担当部長
（臨時委員） 必要に応じて随時

●座長、○副座長

(敬称略、50音順)

生物多様性条約第15回締約国会議第二部の報告

令和5年1月

農林水産省

みどりの食料システム戦略グループ

地球環境対策室

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部の結果について

【概要】

- 開催期間 : 2022年12月7日～19日
開催場所 : カナダ・モントリオール
議長国 : 中国
参加国・人数 : 153の締約国・地域その他、関連機関、市民団体等から9,472人が参加。
我が国からは、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び金融庁からなる代表団が出席。

【主たる結果】

- 2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global biodiversity framework）」が採択。
- 我が国からは、西村環境大臣が出席し、新枠組への我が国の立場について発信。日本の貢献として、2023年から2025年にかけて1,170億円規模の生物多様性関連の途上国支援を行うことを新たに表明。
- 農林水産省からは、勝俣副大臣が「持続可能な生産・消費・循環経済に関するハイレベル対話」イベントに出席し、「みどりの食料システム戦略」を通じて得られた経験や生物多様性保全の取組を紹介。また、「みどりの食料システム戦略」や農林水産業における生物多様性保全の取組等についてパネル展示。



(新たな枠組の採択の様子)



(イベントにて発言する勝俣農林水産副大臣)



(パネル展示の様子)

昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2030年ミッション

生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平で衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、**生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せる**ための緊急な行動をとる

昆明・モンリオール 2050年ゴール

ゴールA 保全

ゴールB 持続可能な
利用

ゴールC 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD 実施手段

昆明・モンリオール2030年ターゲット (緊急に取るべき行動)

(1) 生物多様性への脅威の縮小 (3) 実施・主流化のツールと解決策

- 1: 空間計画
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染
- 8: 気候変動

(2) 人々の需要が満たされる

- 9: 野生種の利用
- 10: 農林漁業
- 11: 自然の調整機能
- 12: 緑地親水空間

- 13: 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネス
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金
- 19: 資金
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス
- 22: 先住民、女性及び若者
- 23: ジェンダー

昆明・モンリオール生物多様性枠組の個別目標（概要）※暫定版

2030年ミッション

生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる

2030年ターゲット（取るべき行動）

a 脅威の縮小

1. 全ての地域を生物多様性に配慮した空間計画及び/または効果的な管理プロセスの下におく
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的に再生する
3. 陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段（OECM）により保全する（30 by 30）
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動をとり、人間と野生生物との軋轢を最小化する
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%削減する
7. 環境中に流出する過剰な栄養素や、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクを、それぞれ半減する
8. 気候変動及び海洋酸性化による生物多様性への影響を最小化する

b 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献する
11. 自然を活用した解決策/生態系に基づくアプローチを通じて、自然の調整機能を回復、維持、強化する
12. 生物多様性に配慮した都市計画を確保する
13. DSI及び遺伝資源に係る利益配分の措置をとり、ABS文書に従った利益配分の大幅な増加を促進する

c ツールと解決策

14. 生物多様性の多様な価値を、政府、政策、規制、計画、開発プロセス、貧困根絶戦略、戦略的環境アセスメント、及び必要に応じ国家勘定に統合する
15. ビジネス、特に、大企業や金融機関等が生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、グローバルフットプリントの削減や、食料の廃棄を半減、過剰消費を大幅に削減する
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立する
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、およびその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大する
19. あらゆる供給源から資金を年間2,000億ドル動員する
20. 南南協力、南北協力、三角協力などを通じて、能力の構築及び開発、技術へのアクセスと技術移転を強化する
21. 生物多様性の効果的かつ衡平なガバナンス等のため、最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家、及び一般の人々が利用できるようにする
22. 先住民及び地域社会、女性、子ども、障害者等の生物多様性に関連する意思決定への参加を確保する
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参加を認めることを含めたジェンダーに配慮したアプローチを通じ、ジェンダー公平性を確保する